

第 25 回ふるさと自慢わがまち CM 大賞に応募する つがる市映像作品制作者募集要項

1. 目的

青森朝日放送株式会社（以下「ABA」という。）が主催する「第 25 回ふるさと自慢わがまち CM 大賞（以下「CM 大賞」という。）」に応募するつがる市の映像作品を市内から募集し、県内市町村に向けてつがる市の魅力を効果的にアピールすることを目的とする。

2. 応募資格

次のいずれかに該当する個人又は団体（以下「制作者等」という。）が応募可能である。

- 1) 市内に居住する個人
- 2) 市内に就労又は就学する個人
- 3) 市出身者又は市に居住経験のある市外の個人
- 4) 市内で活動を行う法人又はその他の団体

3. 応募方法

1) 書類提出

以下のものを市役所地域創生課に提出する。

- ア. 応募申込書（別紙様式）
- イ. 作品企画書（様式任意：絵コンテまたは字コンテ）
- ウ. 補助金交付に係る申請書

※応募は 1 制作者等につき 1 作品までとする。

2) 提出方法

郵送又は持参とする。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に受付する。

3) 提出期限

令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）午後 5 時 15 分必着とする。

4. 書類審査

以下の基準に従って地域創生課で書類を審査する。基準を満たさない作品は、応募の対象外とする。

- 1) 市の魅力等を表現していること。
- 2) 個人又は団体等の名誉を毀損する内容でないこと。
- 3) 錯覚や誤解を与える内容、裏付けのない最上級表現、信頼を損なうおそれのある表現のないこと。
（例）世界初、日本一
- 4) 撮影された人物の肖像権並びに演出及び音楽（BGM）等の著作権を侵害していない

こと。

- 5) 公序良俗に反する内容でないこと。
- 6) 未発表であること。
- 7) その他法令に違反する内容でないこと。

5. 制作者等決定

書類審査を通過した作品から、地域情報性、オリジナリティ、表現力の面でより優れた内容の企画書を1つ選出し、CM大賞にエントリーする映像作品の制作者等を決定する。

6. 作品提出

1) 作品提出

以下のうちいずれかの媒体で市役所地域創生課に提出する。

ア. DVD

イ. SD カード

ウ. USB

エ. メール

2) 提出方法

郵送又は持参とする。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に受付する。市は、提出された媒体の返却は行わないものとする。

3) 提出期限

令和8年9月18日（金曜日）午後5時15分必着とする。

7. 著作権について

作品の著作権は、応募者に帰属する。

8. その他

- 1) 決定を受けた制作者等は映像作品制作費の一部に対し補助申請することができる。
(上限10万円)
- 2) 補助金の一部を主演者謝礼として交付する場合は、映像中に3秒以上映る場合に限る。
- 3) 制作者等はABAが開催するCM大賞審査発表会に1名以上参加するものとする。